

改正

平成21年3月19日規則第5号

平成21年6月22日規則第14号

葉山町子育て支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 葉山町子育て支援センター条例（平成19年葉山町条例第13号。以下「条例」という。）の施行については、法令その他特別な定めによるほか、この規則の定めるところによる。

(指定管理者指定申請書)

第2条 条例第5条の規定による申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第5条に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款及び登記事項証明書
- (2) 町長が指定する事業年度における事業報告書、収支計算書等法人の事業及び経営の状況がわかる書類
- (3) 町長が指定する事業年度における事業計画書
- (4) 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(指定管理者の公募の公告)

第3条 町長は、指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 指定管理者を公募する子育て支援センター（以下「センター」という。）の名称及び指定の期間
- (2) 指定管理者の基準
- (3) 申請書の受付期間及び受付場所
- (4) 指定管理者の指定の申請に関し必要事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- (5) その他必要な事項

(指定管理者の指定の基準)

第4条 条例第6条第1項第7号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要な人材を確保することができ、かつ、緊急時に速やかに対応できると認められること。

(2) 指定管理者の指定を受けようとする施設と同等規模以上の児童福祉施設等を良好に経営した実績を有していること。

(3) 申請者である法人の代表者が、センターの経営について熱意と識見を有していること。

(4) センターの役割を適切に担えること。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(前号に掲げる日を除く。)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定に関わらず、町長は、必要と認めるときは、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者を指定する場合にあっては、指定管理者は、町長の承認を得て休館日を変更することができる。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者を指定する場合にあっては、指定管理者は、町長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(一時預かりの利用の許可の申請)

第7条 条例第13条第1項の規定によりセンターで児童の一時預かりの承認を受けようとする者

(以下「申請者」という。)は、子育て支援センター一時預かり申請書(第2号様式)を町長(指定管理者を指定する場合にあっては、指定管理者。以下「町長等」という。)に提出しなければならない。

2 申請者は、当該乳幼児に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者又はこれに準ずる者と認められるものでなければならない。

(利用の許可)

第8条 町長等は、前条の規定による申請を承認したときは、子育て支援センター一時預かり承認書(第3号様式)を申請者に交付する。

(申請事項の変更の申出)

第9条 前条の規定により利用の承認を受けた者が、申請した事項を変更しようとするときは、町長等にその旨を申し出なければならない。

(利用料の納付)

第10条 条例第13条第2項の規定による利用料は、一時預かりが終了したときに納付しなければならない。

(一時預かり利用料)

第11条 条例第13条第3項に規定する利用料の額は、次の表のとおりとする。

児童1人あたりの利用料(1時間につき)		
年齢	2歳以下	3歳以上
平日	600円	800円
土曜日	800円	1,000円

(利用上の遵守事項)

第12条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外の目的にセンターを利用しないこと。
- (2) 許可なく火気を使用し、又は危険物若しくは不衛生な物品を持ち込まないこと。
- (3) 許可なく寄付金の募集、物品の販売等をしないこと。
- (4) 許可なく印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 関係職員の指示に従うこと。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第1条から第4条までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年6月22日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

葉山町長 殿

申請者

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の職・氏名

地方自治法第244条の2第3項及び葉山町子育て支援センター条例第5条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

指定管理者として管理を行おうとする施設の名称

子育て支援センター一時預かり申請書

葉山町長殿
（指定管理者）

年 月 日

申請者	住所	自宅電話番号 ()
	氏名	対象児童との続柄 ()
対象児童	フリガナ	生年月日 (歳)
	氏名	年 月 日
緊急連絡先	所在地	電話 ()

次のとおり一時預かりの申請をします。

希望日 及び時間	月	日 ()	時	分～	時	分 (時間)
	月	日 ()	時	分～	時	分 (時間)
	月	日 ()	時	分～	時	分 (時間)
	月	日 ()	時	分～	時	分 (時間)
	月	日 ()	時	分～	時	分 (時間)

処 理 欄	預 かり の 決 定
	<input type="checkbox"/> 預かり実施 <input type="checkbox"/> 預かり未実施
	初 回 ・ 継 続 別
	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 継続

子育て支援センター一時預かり承認書

殿

年 月 日

申請者	住所	自宅電話番号 ()
	氏名	対象児童との続柄 ()
対象児童	フリガナ	生年月日 (歳)
	氏名	年 月 日
緊急連絡先	所在地	電話 ()

申請のあった一時預かりについて、次のとおり承認したので通知します。

一時預かり 実施日時	月	日 ()	時	分	～	時	分 (時間)
	月	日 ()	時	分	～	時	分 (時間)
	月	日 ()	時	分	～	時	分 (時間)
	月	日 ()	時	分	～	時	分 (時間)
	月	日 ()	時	分	～	時	分 (時間)

葉山町長 印
(指定管理者)